

## 古賀市の景観について

## ①景観とは

景観法で以下のように定められています。


## ・景観法第2条より抜粋

景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和、地域の固有の特性と密接に関連し、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、共通の資産として、現在及び将来にわたり整備及び保全、創出が図られなければならない。

## ②これまでの取組み

古賀市では地域の歴史や文化、人々の暮らしや経済活動などが背景となり住宅地や工業団地などの都市景観や海辺や森林地帯の自然景観がつくられてきました。

それらを守り活かし、さらなる良好な景観形成を図るべく以下の取組みを行いました。

時期	取組み
平成23年	美しいまちづくりプラン（景観基本計画）策定
平成24年	公共空間景観形成ガイドライン策定
平成28年	景観行政団体へ移行
	 景観まちづくりセミナー 古賀市景観市民会議 古賀市景観計画策定委員会
平成31年3月	古賀市景観計画策定 古賀市景観条例公布（一部未施行）

## ③古賀市景観計画

古賀市景観計画は、地域住民が日常的に目にする身近な生活景観を守るための方針とそれに向けた基準、推進していくための方策を定めたものです。

## ④今後の予定

古賀市景観条例の施行を令和2年1月1日としております。

古賀市景観条例に規定する各種届出を古賀市景観条例施行規則に定め運用します。